

# 沖振法改正案閣議決定

## 民間からアイデア募集も

【東京】政府は8日午前の閣議で、沖繩復興特別措置法、跡地利用特別措置法など沖繩関係5法などの改正法案を決定した。内閣府によると、5法の改正に伴い、関連の14法も付則改正の対象となる。現行法が3月31日で期限切れとなるため、本年度内の成立を目指す。西銘恒三郎沖繩担当相は同日の閣議後会見で「復帰50年の節目での改正に重い責任を感じる。成立に向け強い決意で取り組む」と述べた。

西銘氏は、岸田文雄首相が政府方針に掲げる「強い沖繩経済の実現」のため、①観光リゾート②農水産業加工品③IT④関連産業⑤科学技術・産業連携の4分野を重点検討分野とし、内閣府の特設サイトを通じて、3月31日まで民間からアイデアを募るとした。法案改正では、沖振法

の期限を10年延長した上で、5年以内の見直しを付則で規定した。国際物流や観光などの拠点整備を促す「地域・特区制度」で、税制優遇を受ける事業者に設備投資などの実施計画を義務づけ、認定要件に「付加価値増」給与増を加える。

跡地利用法は、浦添市のキャンプ・キンザー(牧港補給地区)の返還を念頭に、拠点返還地の指定要件緩和などを盛り込んだ。琉球大医学部などが建設中の西晋大間住宅地区跡地と同じ措置で、一体的な土地利用が

### 課題解決策見えず

解説

政府が8日に改正法案を閣議決定した沖振法などの沖繩関係法は、1972年の日本復帰時に制定された沖繩復興開発特別措置法を起源とする地域振興法だ。

復帰30年目の2002年には、旧法から「開発」の文言を削除した沖振法を新たに制定。法目的は、「本土との格差是正」か

可能になる。

沖繩復興開発金融公庫法は、沖繩公庫の日本政策金融公庫への統合を10年延長し、業務範囲を拡大。これに伴い行政改革推進法も改正する。

沖繩復興特別措置法には、酒税軽減措置の32年5月14日までの段階的縮減と廃止を盛り込んだ。今後、衆参両院での審議を経て3月31日までの

ら「民間主導の自立型経済の構築」に変更された。この時点で、社会資本整備は「ある程度の区切りがついた」(内閣府幹部)として、沖繩復興は、ソフト面への投資を重視する方向にシフトした。

40年目の12年には、沖繩復興計画の策定主体を国から県に変更。県が使途を決められる一括交付金制度が創設されるなど、県がより主体的に沖繩復興を進める方向性が定められた。

50年目となる今回の改正では、そうした大きな変更はみられないが、抱える課題はなお深刻だ。

内閣府は、改正の根拠に、沖繩戦を経て米軍統治が続いた「歴史的事情」、離島県である「地理的事情」、在日米軍専用施設・区域の7割が集積する「社会的事情」に起因する不利性なども

が全国最下位にとどまる点をあげている。県経済の底上げが喫緊の課題であることは明白だ。

岸田文雄首相はこうした課題を背景に、「強い沖繩経済の実現」を政府方針に掲げた。これを受け、西銘恒三郎沖繩担当相は8日の閣議後会見で、観光など4分野を重点検討分野とする方針を発表したが、施策に結びつくアイデアを民間から募集するとしており、具

体策はみえてこない。

沖繩復興の主体である県が7日に公表した2022年度予算案にも、県経済の起爆剤となるような事業はなかった。改正法が適用されるこれからの10年は、過去50年とは比較にならないほど激しい変化の波にさらされる。国、県、そして県民がそれぞれ「自分事」として、次代の沖繩復興に取り組まなければ、課題解決は望めない。

(安里洋輔)

成立、4月1日からの施行を目指す。(安里洋輔)